

ケアハウス ヴィラ東山苑 運営規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人慶成会（以下、「法人」という。）が設置するケアハウス ヴィラ東山苑（以下、「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 施設の運営については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病管理、災害等緊急時の対応と処遇に万全を期することを基本方針とする。

(入居者定員)

第 3 条 施設の入居者定員は 50 名とする。

(入居者の資格)

第 4 条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は 60 歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身寄りのない者、又は家庭の事情等によって家族と同居できない者及び常時自炊等に困難や不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- (4) 介護を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

(利用料等)

第 5 条 施設の利用料等は、国の定める基準や浜松市軽費老人ホーム設置運営要綱にしたがって法人が定めるものとする。

第 2 章 職 員 及 び 職 務

(職員の区分及び員数)

第 6 条 施設には次の職員をおく。

- (1) 施設長 1 名
- (2) 生活相談員 1 名以上
- (3) 介護員 2 名以上
- (4) 栄養士 1 名以上
- (5) 調理員 調理業務は外部委託のため職員の配置はしない

(職務)

第7条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。

2 職員は、上司の命令を受けて業務に従事する。

3 職員の業務分掌は別に定めるものとする。

第 3 章 入 居 及 び 退 去

(入居手続)

第8条 施設への入居希望者は、入居申込書を提出しなければならない。

2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家族状況について詳細に聴取すると共に、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

3 第1項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨、又入居を不適当と認めたものに対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

(1) 入居契約書類一式

(2) 誓約・身元保証書

(3) その他、施設長が必要と認めた書類

(入居者台帳の整備)

第11条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家族状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退去)

第12条 入居者は退去しようとするときは、退去日の1ヶ月前までに退去届を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(契約の解除、終了)

第14条 入居者は1ヶ月以上の予告期間を設けることにより、施設に対しいつでも契約の解除を申し入れることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設の責に帰すべき事由により契約の解除を申し入れた場合は、予告期間を設けることなく直ちに契約を解除できるものとする。

- 3 施設はやむを得ない事情がある場合には、入居者に対し催告のうえ、この契約を解除することができるものとする。但し、契約を継続しがたい重大な事情の場合には、催告を要せずして直ちに契約を解除できるものとする。
- 4 入居者が死亡した場合は、契約の終了とする。

第 4 章 処 遇

（基本原則）

第 15 条 入居者の処遇については、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営む事ができるよう配慮しなければならない。

（食事）

- 第 16 条 入居者に対して毎日 3 食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。但し、予め食事をしない旨の連絡があった場合には、提供しないものとする。
- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士は毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。
 - 3 食事の提供に当たっては、個人の身体状況並びに嗜好を配慮した給食を実施するものとする。

（入浴）

- 第 17 条 入浴日は週 5 日以上とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。
- 2 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

（相談、助言）

第 18 条 入居者に対しては、親身になって健康上又は生活に関する各種の相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や居宅サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的な援助を行うものとする。

（生活援助）

- 第 19 条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。
- 2 入居者が心身の故障等で日常生活が自立できず、又は疾病等で介護が必要となった場合には居宅サービスが受けられるよう迅速な措置を取ることとする。又、この場合の費用は入居者の負担とする。

（保健、衛生）

- 第 20 条 施設長は、入居者の定期健康診断を年 1 回以上行い、その記録を保持する等、日常における健康管理に配慮することとする。
- 2 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の防止に努めるものとする。

第 5 章 規 律

(外出、外泊)

第 21 条 入居者の外出及び外泊は自由とする。但し、入居者の健康状態若しくは天候等の理由により制限ができるものとする。

2 入居者は外出(近隣への短時間のものを除く。)、外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入して届け出るものとする。

(来訪者)

第 22 条 入居者は、来訪者があったときには、その都度、来訪者名簿に記入し届けるものとする。

(健康保持)

第 23 条 入居者は、常に自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

2 入居者は、健康に異常を認めたときは速やかに施設長に申し出るものとする。

(環境整備)

第 24 条 入居者は、常に居室を整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物の内外の清掃、除草等の環境整備に積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第 25 条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出ることとする。

(収入申告書の提出)

第 26 条 入居者は、翌年度の利用料のうちサービスの提供に要する費用の負担額を算出するための算定資料となる前年度の収入申告書を毎年 3 月末までに施設長に提出するものとする。

2 前項に規定する収入申告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収入の認定に必要な書類

ア 前年の所得税の確定申告書の写

イ 年金通知書の写し、又は源泉徴収票

(年金の種別により通帳コピーが必要となります)

ウ 市、県民税課税証明書

(2) 必要経費の認定に必要な書類

ア 社会保険料等の領収証

イ 医療費等の領収証

ウ 介護サービス利用料の領収証

(3) その他施設長が指定する書類

(融和と信頼)

第 27 条 入居者は相互に親睦と信頼を深め、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作及び模様替)

第 28 条 入居者は、施設長の承認を得ずに居室内の形状を変更するような工作等を加えてはならない。

(損害賠償)

第 29 条 入居者は、故意又は重大な過失によって建物、設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

(承認を必要とする事項)

第 30 条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の了承を得るものとする。

(1) 敷地内に自動車等を保持しようとするとき

(2) 敷地内にハンドル型電動車椅子(セニアカー等)を保持しようとするとき

第 6 章 非常災害対策

(非常災害の対策)

第 31 条 施設長は、火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練を実施する等、万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

第 7 章 夜間の体制

(夜間の対応)

第 32 条 施設長は利用者の安全と緊急時に対処するため、ケアハウス職員の連絡網を整え緊急対応できるよう万全な体制を講ずるものとする。

第 8 章 虐待の防止のための措置

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 33 条 施設長は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前 3 号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

第 9 章 雑 則

(地域社会との連携)

第 34 条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として自立した生き甲斐のある生活が営めるよう配慮するものとする。

(改正)

第 35 条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

(補足)

第 36 条 この規程に定めるものの他、必要な事項は施設長が別に定めることができる。

附 則

この規程は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

平成 20 年 1 月 1 日一部改正し施行する。

平成 23 年 6 月 1 日一部改正し施行する。

平成 27 年 10 月 1 日一部改正し施行する。

平成 28 年 1 月 1 日一部改正し施行する。

令和 5 年 7 月 1 日一部改正し施行する。